

すかと同様、大層はあつた。分業主義的傾向に對し、あくまで共同闘争の必要の本質を認識し、階級第一の完全な實現に努力することを實行する。

三、合同は臨時に實現せられ得る最大限の合同である。同時に社会同労者の合同による第一政策實現への一歩である。それは暫時的な一歩ではあるが、然し社会民衆が分業主義の指導者の分業主義の爲に現在の合同が有効的であるべきに疑はれず、そしてこの光輝ある合同大會に於いて、我々の階級闘争の第一の目標を同じにする階級の大衆階級と手を組むべきであるべきであると認識する。我々の階級闘争は日露戦争に於いて、我々は此等の階級と階級に手を組むべき、そして階級の第一の目標を同じにするべきであると認識して、分業主義から階級を解放するべきであると疑はない。大衆の意志と行動とは分業主義的指導に對する第一大衆の方向の正しいことを事實として立證するべきである。

我々は資本家地主の支配に對して其生活権を防禦せんとする階級の階級闘争と無産市民の階級闘争を前に其階級として大衆的階級たる共同階級の旗を高く掲立てるべき、今我々なる日露戦争の階級による第一の階級と階級を確立すると同時に、我々の階級闘争の階級を打倒せんとする合同を断つて、一切の階級闘争を階級第一の階級の日露戦争と連して合同階級の旗を高く掲げ、一切の分業主義に對して大衆的階級を防禦せよ。

而して七月二十一日第一回中央執行委員会は「合同大會

の宣言に基き、主體の完成に努め、中堅合同を全般的合同に展開すべし」とを誓ひ、常任執行部また此の方針を體して各地に於ける共同闘争の展開を支持し來つた。定に激化する資本家との闘争、地主との闘争、加ふるに官憲の飽くなき弾壓と戦ふ爲には、各地とも分散したる各黨の力を以てしては効果あがらざるは何人も之を認むる所であつて、新潟、岡山の情勢、東京に於ける東京鋼板會社、大島製鋼所の争議に於ける共同闘争を始めとして各地方に於て我黨支部聯合會又は支部を主體とする共同闘争は効果的に戦はれ來つたのである。

九月下旬官憲暴壓に對する共同抗議に關する意向を齎らして書記長は社民勞農の各黨本部を歴訪し其の應諾の意あるを知り、十月六日常任委員会に關り、失業反對、農村窮破、暴壓反對を主題とする各黨共同闘争の提唱を爲すに決し、翌十月七日左の文書を社民、勞農の兩黨に發送した。

共同闘争の提唱

最近聯合提唱の名の下に行はるる資本の攻撃は暴壓の限りを越し、工場閉鎖、解雇、賃下げ、劣悪労働條件の悪化等、労働階級を絶死の闘争に追いつめ、労働組合の潰滅を企圖す。此間階級的階級闘争は決死の闘争を闘ひ、資本家のみならず官憲の暴壓を共に受けるべきである。

向ふ階級は階級闘争を闘ひ、階級を同じにする階級の大衆階級と手を組むべき、我々が階級闘争を闘ひ、階級を同じにする階級の大衆階級と手を組むべき、我々が階級闘争を闘ひ、階級を同じにする階級の大衆階級と手を組むべき。

昭和五年十月七日
社民勞農 御中
全國大衆黨

勞農黨は黨内に對する解消運動に禍されて、共同闘争どころではなく、社民黨は長き沈黙の後十一月十二日中央執行委員会を開き「社会民衆黨と全國大衆黨との間に兩黨共同委員会を設置すること」を決議し、即ち我黨とのみを限り前記の共同闘争の提唱に應諾して來た次第である。

第二章 本部報告

第一節 中央委員會辦事要録

一、第一回中央委員會

日時 昭和五年七月二十日午後七時より
場所 芝協働會館小集會堂
出席者 麻生中央執行委員會議長、三輪書記長、塚、松谷兩顧問
中央委員 西村菊次郎、川出雄二郎、川俣清吉、三宅正

一、石山寅吉、須永好、辻井民之助、菊地重作、森登守、藤田徳一、田中佐武郎、大木武雄、伊藤榮次郎、山本誠一、増田孫一、吉田賢一、金井芳次、小泉泉太郎、小松原光太郎、岩内善作、依次雄、松本淳三、淺沼稻次郎、高原漢一、福川道之助、望月源次、田所輝明、近藤榮藏、高橋涉、山口秀人、永見政保、行政長藏、鈴木茂三郎、黒田壽男、水谷長三郎、淺原健三、神